

# 「水質事故に備えた危機管理・リスク管理の推進」施策推進に関する留意点

(平成27年2月23日 環境WG事務局)

資料2-2

## ◆ 関係府省による一体的取り組みの推進

- ▶ 昨年12月に厚生労働省で整理した「浄水処理対応困難物質」の内容をより精査し、その中に抗生物質が入った場合に、その排出源として下水処理場などが大きな要素を占める可能性があるので、そのような場合には、国交省との連携も視野に入れて推進すること。

## ◆ 新しい排水管理手法も視野に入れること

- ▶ 排水に関しては、ホルムアルデヒド以外の物質をどうするかが重要。その意味で環境省で行っているWET手法や簡易なバイオアッセイ（例えばマイクロトックスのような手法）等の適用も視野に入れ、原因物質が特定できなくても包括的な毒性を計ることによって管理できる手法の開発を行うこと。

## ◆ これを機に、より広い視野で水環境保全施策自体の点検・刷新を図っていくこと。

- ▶ 今回の件では、厚生省との連携により、観測・分析できていない物質が公共用水域を汚染し、水道施設を経由して人の健康に影響を及ぼす可能性があることを環境省は認識できたと思う。この問題を契機に、より広い視野で水環境保全施策自体の点検・刷新を図っていただきたいと考える。例えば、我が国では河川水をカスケード的に多重利用している地域が多くあるにもかかわらず、同様の状況にある欧米と比べて、水域の感染性微生物や抗生物質等に対する研究開発が遅れているように思われる。河川等がパンデミクスの感染ルートや蓄積性致死疾患の曝露ルートにならないよう、新たな施策にも取り組んでいただきたい。これらは、継続して厚労省と連携できる分野もある。
- ▶ PRTR法は化学物質のリスクの未然防止としてもっと機能するように、事業所の排水施設や下水道処理施設の排水に関して、一步踏み込んだ研究開発を行うこと。何十万種類とある化学物質のリスクに関して、一物質ごとの管理はできないことを踏まえ、包括的な方法を開発していくこと。

# 水質事故に備えた危機管理・リスク管理の推進

【H27年度予算額：58,076千円】

## 現状の水質規制

水質汚濁防止法においては、人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質(有害物質)を含む廃液等を排出する施設を設置している事業者からの排出水を規制。

### ▶ 規制対象となる汚水・廃液

有害物質として、現在28項目が指定(人の健康の保護に関する環境基準が定められている物質)されており、生活環境項目として、BODやCODなど水質の汚濁状況を示す項目などが設定。

一方で、物質自体が、人の健康に影響を及ぼすおそれが低いものについては、有害物質として指定されておらず、規制がない。

例：ヘキサメチレンテトラミン(浄水場の消毒工程で加水分解され、有害なホルムアルデヒドを生成。)

利根川水系における水質事故発生  
水道の断水等により36万戸87万人に影響

原因はヘキサメチレンテトラミンの排出と推定

## 課題と対応方向

- ・化学物質の環境影響について、有害性だけでなく利水における間接的影響など潜在的な環境リスクも考慮する必要。  
→物質の洗い出し、工場・事業所からの排出実態、環境中における存在状況を調査し、リスク評価を実施。
- ・上記物質について、自治体、工場・事業所における危機管理・リスク管理を推進することが必要。  
→工場・事業所における取扱状況の把握方法や緊急時の簡易測定法の整理・確立など、リスク管理、危機管理のための方策を検討

水環境の安全確保による国民の健康の保護

# 進捗状況、助言への対応

## ○新たなリスクへの対応

利根川水系における水質事故の原因物質であるヘキサメチレンテトラミンをはじめとする浄水処理により副生成物を生成する物質について、厚生労働省が昨年12月に「浄水処理対応困難物質」として整理。本事業においては、上記物質をターゲットに排水中及び環境中の濃度を測定し、望ましい排水管理の在り方について検討予定。

## ○その他の物質への対応

上記「浄水処理対応困難物質」のうち多くの物質は測定法が存在しておらず、現時点で定量的な調査に着手できないため、測定法の開発を含めて、中長期的な検討対象として対応予定。

## ○関係府省等との連携

- ・ 環境省と厚労省とで役割分担し、環境省においては、厚労省での検討結果を有効に活用。
- ・ 互いの検討状況について定期的に進捗状況を共有。
- ・ 今般決定された「浄水処理対応困難物質」について、厚労省等と連携し、水道事業者、排出事業者等へ幅広く周知。

